

「豊田信用金庫 印鑑レス口座」に関する特約

第1条【特約の適用範囲等】

1. この特約は、「豊田信用金庫 印鑑レス口座」（以下「印鑑レス口座」という）に適用される事項を定めます。
2. この特約は、次の規定（以下「関連規定」という）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取扱い、この特約に定めがある事項はこの特約の定めを適用し、定めがない事項に関しては関連規定を適用するものとします。なお、普通預金規定にある決済用預金（無利息型普通預金）については、「豊田信用金庫しんきんアプリ（とよしんアプリ）」では取扱い致しません。
 - ①豊田信用金庫しんきんアプリ利用規約
 - ②「豊田信用金庫 通帳レス口座」に関する特約
 - ③普通預金規定
 - ④総合口座取引規定
 - ⑤自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

第2条【印鑑レス口座】

1. 印鑑レス口座とは、当金庫に印鑑の届出を行わず、普通預金口座（総合口座）開設を行った口座をいいます
2. とよしんアプリから口座を開設された場合のみ印鑑レス口座となります。
3. 印鑑レス口座を開設できるのは、印鑑レス口座を事業用として利用しない個人のお客さまとします。

第3条【取引の制限】

1. 印鑑レス口座は、普通預金口座（総合口座）を新規に開設するものとし通帳レス口座となります。既にある預金口座（届出印により印鑑照合を行う口座）を印鑑レス口座に変更することはできません。
2. 印鑑レス口座の取引継続中は、印鑑レス口座に発行されたICキャッシュカードの解約を行うことはできません。
3. 印鑑レス口座では、以下の取引を行うことはできません。
 - ①契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引
 - ②法令等により届出印の押印を必要とする取引

第4条【印鑑レス口座にかかる取引】

1. 印鑑レス口座は、ICキャッシュカードより口座番号を確認してください。
2. 印鑑レス口座での預金の預入れ、払戻し取引を行う場合、原則として現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ATM」という。）の利用により行うものとします。
3. お客さまが、当金庫営業店窓口において、印鑑レス口座への預入れ、払戻し、解約の取引を行う場合は、届出印鑑の提出に代えて、ICキャッシュカードの提示および暗証番号による本人認証を行うものとします。この場合、マイナンバーカードの提示を求められることがあります。
4. 当金庫がお客さまの印鑑レス口座での取引依頼の受付を謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当金庫に故意または重大な過失があるときを除き、当金庫は一切の責任を負わないものとします。

第5条【印鑑レス口座から届出印により印鑑照合を行う口座への変更】

以下の取引に該当する場合、お客さまは、マイナンバーカードを提示のうえ、当金庫所定の手続きにより印鑑の届出を行い、印鑑レス口座を届出印による印鑑照合を行う口座に変更するものとします。なお、届出印の登録完了までの間に、お客さまが直接的または間接的に被った一切の不利益については、当金庫に故意または重大な過失がある場合を除き、当金庫は責任を負わないものとします。

- ① 法令等により届出印の押印が必要な取引
- ② その他、当金庫所定の印鑑が必要な取引
- ③ お客さまの希望により、印鑑レス口座から印鑑照合を行う口座への変更

第6条【利用の停止】

1. 当金庫は、以下のいずれかに該当する場合、印鑑レス口座の取扱いを一時的に停止することがあります。ただし、当金庫において停止事由の解消を確認した場合は、速やかに停止を解除します。
 - ① お客さまが本特約に違反するなど、当金庫が印鑑レス口座の取扱い停止を必要と認める相当の事由が生じた場合
 - ② 住所変更の届出を行わなかった場合等、当金庫においてお客さまの所在または連絡先が不明となった場合
 - ③ ICキャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により、印鑑レス口座が不正に利用されるおそれがあると当金庫が判断した場合
2. 当金庫は、印鑑レス口座の継続的な提供に支障があると判断した場合その他必要と認めた場合は、印鑑レス口座の取扱いを中止し、または終了することがあります。

3. 当金庫が印鑑レス口座の取扱いを中止または終了したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当金庫に故意または重大な過失がある場合を除き、当金庫は一切の責任を負わないものとします。
4. 印鑑レス口座では、以下の場合、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。
 - ①お申込み時にご入力いただいたご住所に送付物が届かなかった場合
 - ②一定期間内に送付物を受け取られずに当金庫に返戻された場合

第7条【特約の変更】

1. この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2026年6月15日現在)